

医療情報・システム基盤 整備体制充実加算について

令和5年4月から政府方針によりオンライン資格確認システムの導入が原則義務化されました。当院では、下記の整備を行い、質の高い医療の提供に努めています。

- ➔ オンライン資格確認を行う体制
- ➔ マイナ保険証を利用して受診歴や処方歴、特定健診等の診療情報を取得し、診療に活用する体制

◆ 医療情報 システム基盤整備体制充実加算（令和5年4月～12月）	
〔初診時〕健康保険証を利用した場合	加算1（6点）
* マイナ保険証を利用した場合	加算2（2点）
〔再診時〕健康保険証を利用した場合	加算3（2点）
* マイナ保険証を利用した場合	加算なし

医療情報・システム基盤 整備体制充実加算の算定方法

令和5年4月から、①保険証確認の方法（健康保険証なのか、マイナ保険証なのか）、②薬剤や特定健診に関するマイナ保険証による情報取得への同意有無、③初診時に他の医療機関からの診療情報提供書（紹介状）の有無、により診療費が以下のように増額されることになりました。

